

大阪版食の安全安心認証制度実施要項第20条並びに大阪外食産業協会業務規程第27条の規程による

業種	例示（対象施設）	新規申請		更新申請		再審査申請			
		会員	一般	会員	一般	新規申請		更新申請	
						会員	一般	会員	一般
食品を飲食させる営業（調理業）	一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、レストラン、カフェ、バー、キャバレー、喫茶店、テイクアウトする弁当等 事業所、学校、病院、福祉施設、寮等の給食施設	18,000	25,000	16,000	23,000	13,000	19,000	13,000	19,000
	大量調理施設 同一メニューを1回300食以上、又は1日750食以上提供する施設	30,000	45,000	28,000	42,000	22,000	36,000	22,000	36,000
食品を製造する営業 （製品を同一施設内にて販売する行為）	菓子、あん類、アイスクリーム類、乳製品、食肉製品魚肉ねり製品、冷凍食品、清涼飲料水、乳酸菌飲料、氷雪、食用油脂、マーガリン又はショートニング、みそ、醤油、納豆、めん類、そうざい（半製品含む）、缶詰又は瓶詰食品、漬物、魚介類乾製品等を製造する施設	18,000	25,000	16,000	23,000	13,000	19,000	13,000	19,000
食品を製造する営業 （製品を卸売りする行為を含む）		30,000	45,000	28,000	42,000	22,000	36,000	22,000	36,000
食品を販売する営業①	食肉類販売施設、魚介類販売施設、コンビニエンスストア、食料品店等、食品の処理、加工などを行う設備を有する施設に限る	18,000	25,000	16,000	23,000	13,000	19,000	13,000	19,000
食品を販売する営業②	食肉処理業の施設	30,000	45,000	28,000	42,000	24,000	36,000	24,000	36,000
食品を販売する営業③	スーパーマーケット等量販店での食品の処理、加工等を行う施設等を有する施設に限る	37,000	53,000	35,000	50,000	30,000	43,000	30,000	43,000

※上記申請手数料(新規、更新、再審査)には、審査費用(審査員交通費含む)、認証書、認証マーク等の通信費、申請手続事務費等が含まれる。また、消費税含む。

※上記申請手数料(新規、更新、再審査)は、平成29年10月2日より実施。